

平成 27 年 1 月 28 日

IOSCO による最終報告書「中央清算されない店頭デリバティブ取引にか かるリスク削減基準」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「中央清算されない店頭デリバティブ取引にかかるリスク削減基準」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。本報告書は、中央清算されない店頭デリバティブ取引におけるリスクを削減することを目指した9つの基準を定めたものである。

グローバルな金融危機は、店頭デリバティブ取引にかかわる金融機関間の相互連関性が、いかに悪影響を拡大し、システミック・リスクを重大化させたかを明らかにした。G20 の改革プログラムの主な施策の一つが、標準化された店頭デリバティブ取引の中央清算を促すことである。しかし、相当な割合の店頭デリバティブ取引は、標準化されておらず、ゆえに、中央清算に適していない。取引相手に係る信用リスクを削減させ、伝播するリスクを抑えるために、IOSCO 及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2013 年、中央清算されない店頭デリバティブ取引に対する証拠金規制にかかる最小限の基準を定めた枠組みを公表した。

この一連のリスク削減基準は、BCBS 及び BIC 決済・市場インフラ委員会（CPMI）との協議を経て策定されたものであり、中央清算されない店頭デリバティブ取引市場をより強固にするものである。これらの基準は、中央清算されない店頭デリバティブ取引条件の法的確実性の推進、取引相手の信用の効果的な管理の促進、及び早期の紛争解決の促進のために、健全なリスク削減の採用を促すものである。

このリスク削減基準は、以下の主要な分野をカバーしている。

- ・ 契約締結義務と取引確認
- ・ 時価算出の過程と方法
- ・ 取引内容の突合
- ・ 取引の圧縮
- ・ 紛争解決

IOSCO は、2014 年 9 月に公表した市中協議文書に対する有益なコメントを提出したすべての回答者に御礼申し上げます。これらのコメントは、最終報告書の準備にあたって考慮された。

IOSCO のリスク削減基準作業部会の議長である、シンガポール金融管理局の Lee Boon Ngiap 長官補は、次のように話している。「証拠金規制に沿ったリスク削減基準は、中央清算されない店頭デリバティブ取引において、市場参加者がよりリスクを管理することを助け、中央清算されない店頭デリバティブ取引の回復力を強固なものにするであろう。」

本報告書に対するコメントとそれに対する回答も、本日公表された。